2 公立東京福第 927 号 令 和 3 年 3 月 15 日

島しょ地区所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長 藤田 裕司 (公印省略)

令和3年度島しよ健康管理支援補助事業の実施について (通知)

日頃から公立学校共済組合の事業に御理解及び御協力をいただきありがとうございます。

公立学校共済組合東京支部(以下「支部」という。)では、島しょ地区の所属所に勤務する組合員とその 被扶養者の健康保持増進を支援するため、「島しょ健康管理支援補助事業」を実施しています。

令和3年度については下記のとおり実施しますので、貴所属組合員へ周知をお願いします。

記

1 根拠規定

別紙「島しょ健康管理支援補助事業実施要綱」(令和3年4月1日施行) *令和3年4月1日より一部改正となります。

2 主な改正点

- (1) 関係法令の改正(押印廃止)に伴い、様式1から様式4の押印欄を削除しました。
- (2) 補助金の振込口座について、「(ゆうちょ銀行口座を除く。)」の文言を削除しました。

3 申請における注意事項

- (1) 令和元年7月の実施要綱改正により、添付書類に預金通帳の写しが追加となりました。
- (2) 島内に診療科目の医師がいない場合、医師の意見書の添付は原則不要です。ただし、臨時診療を含め週に1回以上の診療がある場合は、「島内に診療科目の医師がいないため」として認められないこともありますので、まずは最寄りの診療所を受診することを原則として御理解ください。
- (3) 人間ドックを受診した場合は、添付書類として受診機関の受診証明等が必要となります。また、再検査の場合は受診機関の受診証明書及び、予約票又は人間ドック結果通知書(写)が必要となります。
- (4) 交通機関の領収書(往復分)には、利用者及び利用日の記載が必要となります。
- (5) 航空機の超過手荷物手数料及び交通機関のキャンセル料は、往復交通費(実費)に含みません。
- (6) 通常の妊娠・出産については、疾病ではないため補助対象となりません。
- (7) 事由発生日と往復の交通機関利用日に間隔がある場合は補助対象となりません。ただし、荒天による欠航等やむを得ない理由がある場合は申請書の備考欄に<u>具体的な理由を記載</u>してください。

また、事由発生日と往復の交通機関利用日に間隔がある場合で、かつ、行程に休日を含む場合及び長期休業期間中においては、別途学校長の証明付きの文書を添付してください。

- (8) 他の機関・団体等から交通費等の助成を受けた場合には補助対象となりません。<u>東京都人材支援事業団の</u>島しょ地域会員向けサービス「航路運賃特別割引」との併用はできませんので御注意ください。
- (9) 記載内容や添付書類に不足等がある場合、所属所を通じて確認のお電話を差し上げたうえで、追加の書類提出をお願いすることがあります。

4 その他

本通知文、要綱及び各種様式等につきましては、支部ホームページに掲載しています。 https://www.kouritu.or.jp/tokyo/kousei/kanri/shimasho/index.html

【問合せ先】

公立学校共済組合東京支部 福利厚生課 厚生事業担当

電話:03-5320-6821